



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年6月8日火曜日 第2173号

### ◇ 目次 ◇ 告 示

産業廃棄物処理施設の設置の許可申請の概要等.....	414
狩猟免許更新に係る適正試験等の実施.....	414
地籍調査事業計画及び地籍集成分作成のための事業計画の公示.....	415
解除予定保安林にする旨の通知（3件）.....	416
保安林の指定の解除.....	416
土地改良区役員の就退任の届出.....	416
土地改良区の定款変更の認可（2件）.....	416
土地改良事業の工事完了の届出（2件）.....	416
道路の供用開始（県道松山北条線）.....	417

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（2件）.....	417
狩猟免許試験の施行.....	417
愛媛県立看護専門学校入学試験の実施.....	419
登録販売者試験の実施.....	420
クリーニング師試験の施行.....	420
職業訓練指導員試験の実施.....	420

### 監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表（2件）.....	421
------------------------	-----

### 告 示

#### ○愛媛県告示第687号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

法第15条第2項の申請書及び同条第3項の書類は、愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課及び西条保健所並びに新居浜市役所において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

#### ○愛媛県告示第688号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新に係る適性試験及び講習（以下「適性試験等」という。）を次のとおり実施する。

平成22年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 対象者

法第39条第1項の規定による狩猟免許を受けており、当該免許の有効期間が平成22年9月14日に満了する者

#### 2 適性試験等の実施の日時及び場所

所管の地方局	会場の名称	実施日時	実施場所	
			会場	所在地
東予地方局	東予第1会場	平成22年7月23日（金）午前9時	四国中央市民会館三島会館1階第2・3会議室	四国中央市中曾根町500
同上	東予第2会場	平成22年7月25日（日）午前9時	東予地方局今治庁舎4階大会議室	今治市旭町一丁目4-9

平成22年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

株式会社イージーエス  
新居浜市新田町三丁目1番39号  
代表取締役 森重雅幹

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

新居浜市惣開町5番1号

3 産業廃棄物処理施設の種類

廃油の焼却施設、兼廃プラスチック類の焼却施設、兼その他の焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

紙くず、木くず、繊維くず、廃油、廃プラスチック類、金属くず（廃油が付着したものに限る。）、「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（廃油が付着したものに限る。）

5 申請年月日

平成22年5月19日

6 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 当該産業廃棄物処理施設の設置に関する生活環境の保全上の見地からの意見

(2) 提出先

愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課及び西条保健所

同 上	東 予 第 3 会 場	平成22年 8月 8日 (日) 午前 9時	東予地方局西条第2庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611
中 予 地 方 局	中 予 第 1 会 場	平成22年 7月16日 (金) 午前 9時	中予地方局 7階大会議室	松山市北持田町132
同 上	中 予 第 2 会 場	平成22年 8月 6日 (金) 午前 9時	久万高原町産業文化会館研修室	久万高原町久万188
同 上	中 予 第 3 会 場	平成22年 9月12日 (日) 午前 9時	中予地方局 7階大会議室	松山市北持田町132
南 予 地 方 局	南 予 第 1 会 場	平成22年 8月 1日 (日) 午前 9時	南予地方局 7階大会議室	宇和島市天神町 7 1
同 上	南 予 第 2 会 場	平成22年 8月10日 (火) 午後 1時	愛媛県歴史文化博物館オリエンテーションルーム	西予市宇和町卯之町四丁目11 2
同 上	南 予 第 3 会 場	平成22年 8月22日 (日) 午後 1時	内子町共生館(五十崎自治センター)共生館ホール	内子町平岡甲185 - 1

3 申込みの手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 狩猟免許更新申請手数料(愛媛県収入証紙によること。)更新しようとする免許の種類ごとに各2,800円

カ 受験票等の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手をちょう付し、あて先を記載した返信用封筒

(2) 書類等の提出先

申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部森林林業課若しくは中予地方局産業経済部久万高原森林林業課若しくは東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班若しくは今治支局森林林業課若しくは南予地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班、八幡浜支局森林林業課若しくは八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班(以下「林業課」という。)とする。

(3) 申込みの期限

原則として希望する適性試験等実施日前14日とする。

(4) その他

ア 書類の提出は、持参又は郵送によること。

イ 狩猟免許更新申請書は、林業課において、希望者に配付する。

ウ 申込者の適性試験等の日時及び場所は、所管地方局長が指定し、通知する。

○愛媛県告示第689号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項に規定する平成22年度の事業計画及び調査成果のシステム化の実施のための同年度における事業計画を次のとおり定めた。

平成22年 6月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘 要
松 山 市	朝生田地区	平成23年 3月31日まで	地籍調査
	和泉北地区	"	"
	土居田地区	"	"
	針田地区	"	"
	空港通地区	"	" (概況調査)
	竹原地区 小栗地区	"	" (概況調査)
今 治 市	馬越、片山の一部 馬越、常盤町、鯉池町、中日吉町の一部	平成23年 3月31日まで	地籍調査
	"	"	" (概況調査)
宇 和 島 市	大浦の一部 下畑地の一部 下畑地の一部	平成23年 3月31日まで	地籍調査
	"	"	数値情報化

八 幡 浜 市	日土町の一部 日土町の一部	平成23年 3月31日まで "	地籍調査 数値情報化
新 居 浜 市	瓜生野の一部、草原	平成23年 3月31日まで	地籍調査
	瓜生野の一部	"	"
	高祖の一部	"	"
西 条 市	早川の一部	平成23年 3月31日まで	地籍調査
	大浜の一部	"	"
	早川の一部	"	数値情報化
大 洲 市	新谷の一部	平成23年 3月31日まで	地籍調査
	下新谷の一部	"	"
	長浜の一部	"	"
	拓海	"	数値情報化
	新谷の一部 長浜の一部	"	"
四 国 中 央 市	三島金子の一部	平成23年 3月31日まで	地籍調査
	川之江町の一部	"	"
	土居町の一部	"	"
	新宮町新瀬川の一部	"	"
東 温 市	明河の一部	平成23年 3月31日まで	地籍調査
	北方の一部 河之内・滑川の一部	"	数値情報化
松 前 町	大字西高柳の一部	平成23年 3月31日まで	地籍調査
	大字昌農内	"	"
	大字筒井、浜の一部	"	"
	大字筒井、浜、北黒田の一部	"	" (概況調査)

○愛媛県告示第690号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年 6 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所  
上浮穴郡久万高原町日野浦776の2
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第691号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年 6 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新居浜市別子山字弟地乙550の13
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第692号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年 6 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所  
上浮穴郡久万高原町東明神乙754の120、乙757の28、乙757の37、乙757の38
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

○愛媛県告示第693号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成22年 6 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
今治市高橋字仏師乙132
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
公営住宅用地とするため

○愛媛県告示第694号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市洪水土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 6 月 8 日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	西 原 力	新居浜市本郷 1 丁目 8 - 41
"	神 野 哲 彰	新居浜市政枝町 1 丁目10 - 2
監 事	河 野 哲	新居浜市久保田町 2 丁目 7 - 7

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	神 野 晁 一	新居浜市本郷 2 丁目 6 - 8

○愛媛県告示第695号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市周布土地改良区の定款の変更を認可した。

平成22年 6 月 8 日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

○愛媛県告示第696号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市楠河土地改良区の定款の変更を認可した。

平成22年 6 月 8 日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

○愛媛県告示第697号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、東温市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成22年 6 月 8 日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ほ場整備事業	樋口地区	平成21年 3 月24日

○愛媛県告示第698号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、東温市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成22年 6 月 8 日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	樋口地区	平成22年 1 月18日

## ○愛媛県告示第699号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 6 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山北条線	松山市道後北代1269番 8 から 同市道後北代1270番 1 まで	平成22年 6 月 8 日
"	"	松山市道後北代1277番 5 から 同市道後北代 3 番14まで	平成22年 6 月 8 日

## 公 告

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年 6 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年 5 月27日	NPO法人 日中IT協業促進協会	樋 口 健	松山市祝谷 5 丁目 1 番地15号	この法人は、「日中IT産業の相互発展のために」という理念の下、一社では取り組みが難しい中国を対象としたビジネスモデル構築の助言と協力、商談情報の収集・開示を行い、日本と中国のIT産業のビジネスマッチングの機会を創出することにより両国のIT産業に関わる中小企業のビジネスチャンスを拡大し、人材教育及び雇用促進に寄与することを目的とする。

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年 6 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年 5 月28日	NPO法人 School Green Japan	関 谷 伸 二	松山市緑町 1 丁目 2 番地11	この法人は、校庭、園庭、公共施設に対して緑化事業を行い、総合型地域スポーツクラブなどの地域コミュニティを核とし、産官学民協働事業を推進しながら環境、人権、福祉問題に積極的に取り組み、持続可能な事業を自立した組織として行い、地域貢献することを目的とする。

## ○公 告

## 狩猟免許試験の施行について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり施行する。

平成22年 6 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 試験の種類

- (1) 網猟免許試験
- (2) わな猟免許試験
- (3) 第一種銃猟免許試験
- (4) 第二種銃猟免許試験

## 2 試験の日時、場所及び実施する試験の種類

- (1) 平成22年 8 月 3 日 (火) 午前 9 時

試験場の名称	試験の場所		実施する試験の種類
	会場	所在地	
東予第1会場	東予地方局西条第2庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東予第2会場	今治市民会館大会議室	今治市別宮町一丁目4-1	同上
中予第1会場	中予地方局6階第2会議室	松山市北持田町132	同上
南予第1会場	南予地方局7階第1会議室	宇和島市天神町7-1	同上
南予第2会場	南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3-37	同上

- (2) 平成22年 9 月 5 日 (日) 午前 9 時

試験場の名称	試験の場所		実施する試験の種類
	会場	所在地	
東予第3会場	東予地方局西条第2庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東予第4会場	東予地方局今治庁舎4階大会議室	今治市旭町一丁目4-9	同上
中予第2会場	中予地方局7階大会議室	松山市北持田町132	同上
南予第3会場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7-1	同上
南予第4会場	内子町共生館(五十崎自治センター)共生館ホール	内子町平岡甲185-1	同上

## 3 免許申請書の提出期間

- (1) 平成22年 8 月 3 日の試験に係るものについては、7 月 6 日 (火) から 20 日 (火) まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (2) 平成22年 9 月 5 日の試験に係るものについては、7 月 6 日 (火) から 8 月 23 日 (月) まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

## 4 免許申請書の請求先及び提出先

受験申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部森林林業課若しくは中予地方局産業経済部久万高原森林林業課若しくは東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班若しくは今治支局森林林業課若しくは南予地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班、八幡浜支局森林林業課若しくは八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班とする。

## 5 その他

- (1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのも

ので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 狩猟免許申請手数料(愛媛県収入証紙によること。) 受けようとする免許の種類ごとに法第49条各号に掲げる者にあつては各3,900円、その他の者にあつては各5,200円

カ 受験票の郵送を希望する者にあつては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手をちょう付し、あて先を記載した返信用封筒

(2) 試験場についての注意事項

受験申請者の試験場は、所管地方局長が指定し、通知する。

なお、試験場は、原則として、受験申込者の希望する試験場を指定するが、会場の都合により希望する試験場を指定できない場合がある。

(3) 書類の提出は、持参又は郵送によること。

○公 告

愛媛県立看護専門学校入学試験の実施について

愛媛県立看護専門学校学則(平成9年愛媛県規則第2号)第11条第1項の規定による平成23年度愛媛県立看護専門学校入学試験を次のとおり実施する。

平成22年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 入学試験の期日及び場所並びに募集人員等

期 日	場 所	修業年限	募集人員	受 験 資 格	卒業後の資格
(1) 一般入学試験 学科試験及び面接試験 平成23年2月2日(水)	四国中央市中之庄町1684番地3 愛媛県立看護専門学校	3年	30人(うち、推薦入学試験による募集人員は、12人程度)	高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者(平成23年3月卒業見込みの者を含む。)又はこれと同等以上の学力があると認められる者。ただし、推薦入学試験を受ける場合にあつては、愛媛県内の高等学校又は中等教育学校を同月卒業見込みの者で、在学高等学校又は中等教育学校の校長の推薦を受けたものに限る。	(1) 看護師国家試験の受験資格が得られる。 (2) 保健師学校養成所及び助産師学校養成所の受験資格が得られる。
(2) 推薦入学試験 学科試験及び面接試験 平成22年11月18日(木)					

2 学科試験科目

(1) 一般入学試験

国語総合(旧「国語Ⅰ」に相当。古文及び漢文を除く。)

数学Ⅰ

英語Ⅰ及び英語Ⅱ

(2) 推薦入学試験

小論文

3 入学願書の受付期間及び提出先

(1) 受付期間

ア 一般入学試験

平成23年1月7日(金)から1月21日(金)まで

イ 推薦入学試験

平成22年10月25日(月)から11月5日(金)まで

ウ 郵送による場合は、一般入学試験及び推薦入学試験とも当該受付期間の締切日までの消印のあるものは、受け付ける。

(2) 提出先

〒799-0422 四国中央市中之庄町1684番地3

愛媛県立看護専門学校

4 提出書類等

(1) 次の書類等を提出すること。

ア 入学願書(募集要項に添付の用紙を使用し、出願前3箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦5センチメートル、横4センチメートルの写真を1枚はること。)

イ 受験写真票及び受験票(募集要項に添付の用紙を使用し、アと同じ写真を2枚はること。)

ウ 調査書その他これに相当する書類

エ 受験票送付用封筒（募集要項に添付の封筒を使用すること。）

オ 推薦入学試験を受ける場合にあっては、在学高等学校又は中等教育学校の校長の推薦書

(2) 入学選考料として20,000円の愛媛県収入証紙を入学願書の所定の欄にはるものとし、消印は、しないこと。

(3) 募集要項は、愛媛県立看護専門学校へ請求すること（郵送を希望する場合は200円分の郵便切手をはった角形2号（33.2センチメートル×24.0センチメートル）の返信用封筒を同封のこと。）。

#### 5 合格発表

##### (1) 一般入学試験

平成23年2月18日（金）午前9時に愛媛県立看護専門学校において合格者の受験番号を掲示するとともに、本人あて通知する。

##### (2) 推薦入学試験

平成22年12月2日（木）に在学高等学校又は中等教育学校の校長を通じて、可否を本人あて通知する。

#### 6 問い合わせ先

愛媛県立看護専門学校

電話（0896）24-5755

## ○公 告

### 登録販売者試験の実施について

薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項の規定により、平成22年登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成22年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 1 試験の日時

平成22年10月30日（土）10時30分

#### 2 試験の場所

愛媛県松山市文京町4-2

松山大学

#### 3 受験申請書の提出期間

平成22年7月12日（月）から7月30日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

#### 4 受験申請書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所（松山市の区域にあっては、松山保健所）と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

## ○公 告

### クリーニング師試験の施行について

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定による平成22年度クリーニング師試験を次のとおり施行する。

平成22年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 1 試験の日時

平成22年9月9日（木）午前9時

#### 2 試験の場所

##### (1) 学科試験

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁

##### (2) 実地試験

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁

#### 3 受験願書の提出期間

平成22年7月26日（月）から8月2日（月）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

#### 4 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者

については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

#### 5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

## ○公 告

### 職業訓練指導員試験の実施について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定に基づき、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成22年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 1 試験を実施する職種

(1) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する職種  
機械科、和裁科、木工科及び配管科

(2) 学科試験（指導方法）を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる全職種（<sup>(1)</sup>に掲げる職種を除く。）

#### 2 試験の実施期日

平成22年9月26日（日）

#### 3 試験の実施場所

松山市西垣生町2184番地

独立行政法人雇用・能力開発機構愛媛センター

#### 4 受験申請書の提出期間

平成22年7月16日（金）から7月27日（火）までとする。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

#### 5 受験申請書の提出先

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県経済労働部管理労務政雇用課

#### 6 合格発表

平成22年10月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知する。

#### 7 その他

(1) 受験手続の詳細を記載した受験案内及び受験申請書は、労政雇用課において交付する。

なお、郵送を希望する者は、あて先を明記し、120円分の郵便切手をはった返信用封筒を同封の上、労政雇用課へ申し込むこと。

(2) この試験についての問い合わせは、労政雇用課技能振興係（電話（089）912-2504）にすること。

監査公表

○公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年6月8日

愛媛県監査委員 白石友一  
同 和氣政次  
同 本宮勇  
同 赤松泰伸

監査対象機関	監査年月日
経営支援課	平成21年9月8日

（監査の結果）

1 中小企業振興資金特別会計における高度化資金貸付金償還金、繊維工業構造改善資金貸付金償還金、設備近代化資金貸付金償還金及び施設共同化資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

（高度化資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	0	1,073,846,000	1,073,846,000	
19年度	0	1,083,846,000	1,083,846,000	
差引増減	0	10,000,000	10,000,000	

（繊維工業構造改善資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	0	221,492,999	221,492,999	
19年度	82,214,000	148,499,904	230,713,904	
差引増減	82,214,000	72,993,095	9,220,905	

（設備近代化資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	0	32,358,998	32,358,998	
19年度	0	32,658,998	32,658,998	
差引増減	0	300,000	300,000	

（施設共同化資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	0	9,322,779	9,322,779	
19年度	0	9,322,779	9,322,779	
差引増減	0	0	0	

2 中小企業振興資金特別会計における違約金（貸付金償還金に伴うもの。）について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備考
13年度	1者	18,230	

（措置の内容）

1 高度化資金貸付金償還金については、平成20年度末の収入未済額は1,073,846千円であったが、平成21年度中に10,000千円を回収し、平成21年度末の収入未済額は1,063,846千円となっている。引き続き貸付先の経営状況の把握を行い、分割納入指導により回収に努めるとともに、関係機関である独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）の支援制度を活用し、専門家派遣による再生支援、債権回収会社による保証人調査等を実施しているところであり、今後とも中小機構と連携協力して適正な債権管理に努めたい。

繊維工業構造改善資金貸付金償還金については、平成20年度末の収入未済額は3組合221,492,999円であったが、平成21年度には、このうち13,079,320円を回収している。今後とも貸付主体の中小機構と協調しながら債権管理に努めたい。

設備近代化資金貸付金償還金については、平成20年度末の収入未済額は7企業32,358,998円であったが、分割納入等により徴収等に努めた結果、平成21年度には、100,000円を回収している。今後とも各地方局と連携を図りながら債権管理に努めたい。

施設共同化資金貸付金償還金については、貸付先の組合は既に解散しており、貸付主体の中小機構が平成15年度に担保物件の処分を行い一部回収（332,165円）したが、その後回収できず9,322,779円は残ったままとなっている。今後とも貸付主体の中小機構と協調しながら債権管理に努めたい。

2 設備近代化資金貸付金の償還延長による延滞金（平成20年度末18,230円）については、貸付先が経営不振により倒産し延滞となったものであるが、地方局と連携を図りながら、債権管理に努めたい。

○公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年6月8日

愛媛県監査委員 白石友一  
同 和氣政次  
同 本宮勇  
同 赤松泰伸

監査対象機関	監査年月日
公営企業管理局	
総務課	平成21年6月15日
発電工水課	〃
県立病院課	〃
銅山川発電所	平成21年6月9日
松山発電工水管理事務所	平成21年6月10日
今治地区工業用水道管理事務所	〃
西条地区工業用水道管理事務所	平成21年6月11日
中央病院	平成21年6月15日
今治病院	平成21年6月10日
三島病院	平成21年6月9日
南宇和病院	平成21年6月8日
新居浜病院	平成21年6月11日



(監査の結果)

1 工業用水道事業

(1) 県下3工業用水道事業のうち、松山・松前地区工業用水道事業については、給水先が大口で給水実績も堅調であり、経営成績は安定しているが、今治地区工業用水道事業については、給水能力に見合う契約給水量の確保により経営成績自体は安定しているものの、実績給水量の減少傾向が続いている。このため、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組が必要である。

西条地区工業用水道事業については、造成土地の売却が収益に寄与したものの、構造的には平成21年度以降も大幅な赤字が続くと見込まれ、依然として厳しい経営状況にある。このため、引き続き、新規需要の開拓等に努力を払われない。

附帯事業(土地造成事業)については、当年度は、県内外の企業6社に約8.5万㎡を売却したところであるが、今後とも未処分地約12万㎡の早期売却等に努められたい。

(2) 営業未収金(納期到来分)について、早期回収に一層努められたい。

(平成21年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
西条地区工業用水道 給水料金	5,309,116	0	5,309,116
今治地区工業用水道 給水料金	1,613,178	0	1,613,178
計	6,922,294	0	6,922,294

(3) 営業外未収金(納期到来分)について、早期回収に、より一層努められたい。

(平成21年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
西条地区工業用水道 超過料金	224,064	0	224,064
西条地区工業用水道 壬生川幹線工事負担金	1,388,852	538,281	1,927,133
計	1,612,916	538,281	2,151,197

(4) 附帯事業未収金について、早期回収に一層努められたい。

(平成21年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
造成土地売却等に伴う 割賦代金・割賦利息・賃賃料	2,258,569	1,974,858	4,233,427

2 病院事業

(1) 経営成績は、前年度の純損失8億905万円より6億円余り悪化し、14億1,361万円の純損失となっている。

また、累積欠損金も前年度の185億9,065万円から、当年度末には200億427万円に増加しており、企業債等の借入残高270億円余とあわせ、非常に厳しい財務状況となっている。

このため、医師・看護師の確保を図ることによって、患者数の増加及び病床利用の向上による収益の増加を目指すとともに、業務全般にわたる費用の抑制・縮減に努めることによって、経営収支を改善し、さらに地域医療の中核施設として県民医療の確保を図りながら、経営健全化に向けて取り組むことを期待する。

(2) 個人医業未収金(納期到来分)について、早期回収に、より一層努められたい。

(平成21年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
中央病院	201,599,852	62,742,498	264,342,350
今治病院	50,649,963	21,627,110	72,277,073

三島病院	18,089,312	2,957,167	21,046,479
南宇和病院	29,393,883	4,681,050	34,074,933
新居浜病院	37,928,088	17,128,225	55,056,313
計	337,661,098	109,136,050	446,797,148

(3) 医業外未収金(納期到来分)について、早期回収に、より一層努められたい。

(平成21年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
中央病院	953,892	10,799,816	11,753,708
今治病院	127,280	57,050	184,330
三島病院	59,530	2,880	62,410
南宇和病院	93,770	39,060	132,830
新居浜病院	180,550	56,401	236,951
計	1,415,022	10,955,207	12,370,229

(4) 廃止された北宇和病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金について、早期回収に引き続き努められたい。

(平成21年3月31日現在 単位:円)

区 分	未 収 金	備 考
個人医業未収金	7,199,760	
医業外未収金	901,153	
計	8,100,913	

(5) 県立病院看護職員修学奨励金返納金に係る未収金について、早期回収に努められたい。

(平成21年3月31日現在 単位:円)

調定年度	債務者	未 収 金	備 考
12年度	1者	40,000	実債務者数1者
13年度	1者	30,000	
14年度	1者	322,000	
計	3者	392,000	

(措置の内容)

1 工業用水道事業

(1) 今治地区工業用水道事業については、主要な施設を共有している今治市と、上水道事業との連携による経営改善方策について協議を行うとともに、あらゆる角度から経営改善に積極的に取り組むこととしている。

西条地区工業用水道事業については、平成21年3月に策定した、経営規模の適正化(計画給水量の縮小)を骨子とする「西条地区工業用水道事業経営改善計画」に基づき、平成21年度に、計画給水量の縮小、企業債の繰上げ償還に係る手続を終えたところであり、「西条地区工業用水売水促進班」の活動を通じ、引き続き工業用水としての需要拡大に努めているところである。

附帯事業(土地造成事業)については、金融機関等を訪問しPR用パンフレットを配布して情報提供を依頼するなどの分譲促進に努めたが、世界的な景気後退の中、企業収益の悪化、設備投資の大幅減少等により新たな引き合いはなく、従来からの協議案件について、分譲促進に努めた結果、1件、約1,900㎡の分譲処分を行った。

平成22年度においても、引き続き未処分地の早期売却等に取り組みたい。

(2) 西条地区工業用水道事業の給水料金未収金（納期到来分20年度未現在5,309,116円）については、滞納企業3社のうち2社は既に倒産しているため、納入指導が困難な状況であり、残る1社からは「支払計画書」を徴し、訪問や電話などによる納入指導を継続して実施しており、平成21年度においては173,296円の回収を行ったが、タオル業界の景気悪化等により全額の回収には至っておらず、今後も納入指導を徹底したい。

今治地区工業用水道事業の給水料金未収金（納期到来分20年度未現在1,613,178円）については、料金徴収事務を委託している今治市と今後の対応について協議を行ったが、具体的な方策を見出すことができず、未収金の回収には至っていない。

今後とも、工業用水道料金の適期収入に留意するとともに、未収金の早期回収に努めたい。

（平成22年3月31日現在 単位：円）

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)	平成21年3月 31日現在の未 収金
西条地区工業用水道給水料金	5,135,820	0	5,135,820	5,309,116
今治地区工業用水道給水料金	1,613,178	0	1,613,178	1,613,178
計	6,748,998	0	6,748,998	6,922,294

(3) 西条地区工業用水道事業の超過料金（納期到来分20年度未現在224,064円）及び壬生川幹線工事負担金の一部（納期到来分20年度未現在1,388,852円）については、滞納企業1社が既に倒産しており未収金の回収は困難な状況であるが、壬生川幹線工事負担金の一部（納期到来分20年度未現在538,281円）については、滞納企業1社に対し、訪問や電話などによる納入指導を継続した結果、平成21年度において全額の回収を行った。

今後とも、工業用水道事業の超過料金や工事負担金の適期収入に留意し、未収金の発生防止に努めたい。

（平成22年3月31日現在 単位：円）

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)	平成21年3月 31日現在の未 収金
西条地区工業用水道超過料金	224,064	0	224,064	224,064
西条地区工業用水道壬生川幹線工事負担金	1,388,852	0	1,388,852	1,927,133
計	1,612,916	0	1,612,916	2,151,197

(4) 附帯事業未収金（納期到来分20年度未現在4,233,427円）については、分納指導等の結果、過年度未収金について一部回収を行った。今後とも、分納指導に努め、未収金の早期回収に努めたい。

（平成22年3月31日現在 単位：円）

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)	平成21年3月 31日現在の未 収金
造成土地売却等に伴う割賦代金・割賦利息・賃借料	4,003,427	2,541,578	6,545,005	4,233,427

2 病院事業

(1) 平成21年度においては、経営改善を図るため、各病院の経営計画（執行計画）ヒアリングやフォローアップを行うなど、収支の改善に努めた。

また、三島病院のあり方の見直しを含めた「第3次愛媛県立病院財政健全化計画」（平成21～25年）を策定し、地域医療再生基金事業を活用した三島病院の移譲を進めるとともに、同計画の、経営基盤の強化、高度で良質な医療の提供、人材の育成・確保、患者サービスの提供の4つの基本目標を基に、本局と病院職員が一体となって、財政健全化に取り組んでいる。

(2) 個人医業未収金については、院内の協力・連携により発生を極力防止するとともに、発生した場合には、愛媛県病院事業未収金取扱要領に基づき、速やかな回収に努めている。

平成21年度は、未収金回収委託業者への回収委託や、本局と病院事務局職員による共同臨戸訪問に加え、納入義務者で所在不明となった債務者について、住基ネットの活用による事務の効率化を図るとともに、未収金の回収向上に努めた。

今後とも、未収金の発生防止と早期回収に努力したい。

（平成22年3月31日現在 単位：円）

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)	平成21年3月 31日現在の未 収金
中央病院	227,733,681	61,486,466	289,220,147	264,342,350
今治病院	54,732,867	17,187,264	71,920,131	72,277,073
三島病院	19,732,069	5,130,874	24,862,943	21,046,479
南宇和病院	31,538,753	9,607,640	41,146,393	34,074,933
新居浜病院	42,306,456	14,547,996	56,854,452	55,056,313
計	376,043,826	107,960,240	484,004,066	446,797,148

(3) 医業外未収金についても、個人医業未収金と同様に、前記未収金取扱要領に基づき、未収金の発生防止及び回収強化を図っているとおりであり、今後とも、未収金の発生防止と早期回収に一層努力したい。

（平成22年3月31日現在 単位：円）

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)	平成21年3月 31日現在の未 収金
中央病院	1,030,982	1,333,813	2,364,795	11,753,708
今治病院	141,580	52,680	194,260	184,330
三島病院	60,690	213,020	273,710	62,410
南宇和病院	110,590	24,380	134,970	132,830
新居浜病院	199,890	33,520	233,410	236,951
計	1,543,732	1,657,413	3,201,145	12,370,229

(4) 廃止された北宇和病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金については、県立病院課職員が臨戸訪問、電話督促により、速やかな回収に努めている。

平成22年度においても、臨戸訪問等により、未収金の早期回収に努力したい。

（平成22年3月31日現在 単位：円）

区 分	未 収 金	平成21年3月31日 現在の未収金
個人医業未収金	6,998,770	7,199,760
医業外未収金	897,453	901,153
計	7,896,223	8,100,913

(5) 県立病院看護職員修学奨励金返納金（納期到来分20年度未現在392,000円）に係る未収金については、県立病院課職員の電話督促により、平成21年度においては40,000円の回収を行った。

平成22年度においても、電話督促等により、未収金の早期回収に努力したい。